（仮住民票の消除）

第四条　市町村長は、改正法附則第三条第一項に規定する政令で定める日（以下「基準日」という。）後附則第一条第一号に定める日（以下「第一号施行日」という。）の前日までの間に、仮住民票の作成の対象とされた者が同項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その仮住民票を消除しなければならない。

（仮住民票の記載の修正）

第五条　市町村長は、基準日後第一号施行日の前日までの間に、仮住民票に記載されている事項に変更があったときは、その仮住民票の記載の修正をしなければならない。

（仮住民票の記載事項に係る調査）

第六条　市町村長は、仮住民票の記載、消除又は記載の修正に際し、必要があると認めるときは、仮住民票に記載される事項について調査をすることができる。

2　前項の場合においては、新法第三十四条第三項及び第四項の規定を準用する。

（仮住民票に記載されている事項の安全確保）

第七条　市町村長は、仮住民票に関する事務の処理に当たっては、仮住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の仮住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定は、市町村長から仮住民票に関する事務の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間の特例に関する経過措置）

第八条　入管法等改正法附則第十五条第一項の規定により在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カードをいう。以下この条において同じ。）とみなされている外国人登録証明書（入管法等改正法第四条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）に規定する外国人登録証明書をいう。）は、在留カードとみなして、新令第三十条の二十七の規定を適用する。

（外国人住民に係る住民票コードの記載に関する経過措置）

第九条　市町村長は、改正法附則第九条に規定する政令で定める日の翌日（以下「適用日」という。）に、現に住民基本台帳に記録されている外国人住民（新法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）であって適用日前に新法第二十四条の規定による届出（以下この項において「転出届」という。）をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者以外の者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された新法第七条第十三号に規定する住民票コード（以下この条において「住民票コード」という。）のうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

2　市町村長は、新たにその市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）の住民基本台帳に記録されるべき外国人住民につき住民票の記載をする場合において、その者が適用日前に他の市町村の住民基本台帳に記録されていた者であって適用日以後当該住民票の記載をする時までの間にいずれの市町村においても住民基本台帳に記録されていなかったもの又は前項に規定する適用日前に転出届をし、かつ、当該転出届に記載された転出の予定年月日が適用日以後である者であるときは、その者に係る住民票に新法第三十条の七第一項の規定により都道府県知事から指定された住民票コードのうちから選択するいずれか一の住民票コードを記載するものとする。この場合において、市町村長は、当該記載に係る者以外の者に係る住民票に記載した住民票コードと異なる住民票コードを選択して記載するものとする。

3　前二項の場合においては、新法第三十条の二第三項の規定を準用する。

（住所を変更した外国人住民に係る市町村長の通知に関する規定の適用の特例）

第十条　外国人住民については、適用日の前日までは、新令第十三条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

（指定都市の特例）

第十一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対する附則第二条から第七条まで及び第九条の規定の適用については、区を市と、区長を市長とみなす。

（児童手当法施行令の一部改正）

第十二条　児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号及び第十七条第一項第二号中「第二十四条の四第六号」を「第二十四条の三第六号」に改める。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百五十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十三年四月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**

総務大臣　片山　善博

財務大臣　野田　佳彦

経済産業大臣　大畠　章宏

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十二月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百五十五号

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。